

訪問看護重要事項説明書

1. 事業者概要

事業者名称	社会福祉法人 東京すみれ会	
所在地	東京都多摩市連光寺3-4-5	
代表者名	理事長 緑川 徳光	
電話番号	電話 042-311-0500	FAX 042-311-0800

2. 事業所概要

事業所名称	訪問看護ステーションすみれ	
指定番号	東京都指定 第1365021573号	
所在地	東京都多摩市乞田791-3	
電話番号	電話 042-376-3211	FAX 042-376-3212

3. 事業の目的と運営方針

(事業の目的)

居宅において、主治医が訪問看護の必要を認めた利用者に対して、適切な訪問看護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- (1) 事業所の看護師その他の従業者は、利用者の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、要介護状態の軽減または悪化防止に資するように、療養上の目標を設定して支援する。
- (2) 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、関係区市町村、地域の保健・医療福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- (3) 事業所は、必要なときに必要な訪問看護の提供が行えるよう、事業実施体制の整備に努める。

4. 事業所の職員体制（令和7年6月1日現在）

職種	常勤	非常勤
管理者（看護師）	1名	
看護師		5名
理学・作業療法士	1名	5名

5. 営業時間

月曜日～日曜日 9：00～18：00

6. サービス提供地域

事業所が通常業務を行う地域は、多摩市とします。

ただし、八王子市鹿島・大塚・東中野・松が谷・堀之内・別所・南大沢、町田市小野路町・下小山田町、日野市百草・落川・三沢・程久保、府中市四谷・住吉を含みます。（その他応相談）

7. 利用料

- 利用料として介護保険法第41条に規定する居宅介護サービス費の支給対象となる費用にかかる額の支払いを利用者から受けるものとします。
- 利用者は、訪問看護ステーションすみれの料金表（別紙）に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料および、サービスを提供するうえで別途必要になった費用を支払うものとします。
- 利用料金の支払い方法

毎月、15日前後に前月分の請求書をお渡しいたします。

利用料は、1か月単位とし、当該月の利用料は、翌月28日に利用者が指定する口座から振り替えます。（28日が土・日・祭日の場合は、その翌日）

*キャンセル料

訪問看護の利用中止については、前日までにご連絡をいただければ、予定されたサービスを変更または中止することができます。

ご連絡をいただく時間	キャンセル料
前日までにご連絡をいただいた場合	不要です。
当日、訪問までのご連絡の場合	1,000円を請求いたします。
訪問までにご連絡のない場合	1提供あたりの料金の100%を請求いたします。

*ただし、ご利用者の急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。

8. 緊急時等の対応の方法

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業所等に連絡します。

ご家族 氏名 _____ 続柄 _____

連絡先 _____

主治医 医療機関名 _____ 医師名 _____

電話番号 _____

居宅介護支援事業所 _____ 担当者 _____

電話番号 _____

9. 事故発生時の対応

- (1) 訪問看護の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族等、市町村に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

10. 災害発生時の対応

災害発生時は、その規模や被害状況により通常の業務を行えない可能性があります。災害時の情報、被害状況を把握し安全を確保したうえで、利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時の訪問を行います。

11. 秘密の保持

事業所の職員は、当該事業を行う上で知りえたご利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

12. 高齢者への不適切な対応防止

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 研修を通じて、従業者的人権意識の向上や知識技術の向上に努めます。
- (2) 居宅サービス計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- (3) 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

13. 苦情申し立て窓口

(1) 事業所における苦情の窓口

管理者 金沢 久実

受付時間 月曜日～日曜日 9：00～18：00

電話 042-376-3211

FAX 042-376-3212

(2) その他の窓口

- ・多摩市役所 健康福祉部介護保険課

受付時間 月曜日～金曜日（祝祭日除く） 8：30～17：00

電話 042-338-6901

- ・八王子市役所 高齢者福祉課相談窓口

受付時間 月曜日～金曜日（祝祭日除く） 8：30～17：00

電話 042-620-7420

- ・日野市役所 健康福祉部福祉政策課オンブズパーソン

受付時間 月曜日～金曜日（祝祭日除く） 8：30～17：00

電話 042-514-8469

- ・町田市社会福祉協議会 福祉サポート町田

受付時間 月曜日～金曜日（祝祭日除く） 9：00～17：00

電話 042-720-9461

- ・府中市社会福祉協議会

受付時間 月曜日～金曜日（祝祭日除く） 9：00～17：00

電話 042-364-5137

- ・東京都国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口専用

受付時間 月曜日～金曜日（祝祭日除く） 9：00～17：00

電話 03-6238-0177（直通）

令和 年 月 日

指定訪問看護の開始にあたり、利用者等に対して重要事項説明書に基づいて、重要事項を説明いたしました。

事業者 〒206-0014 東京都多摩市乞田 791-3

事業者名 社会福祉法人 東京すみれ会 訪問看護ステーションすみれ

代表者 理事長 緑川 徳光 印

説明者 印

私は、本書面に基づいて、事業所から重要事項の説明を受け、訪問看護の利用に際し、サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所

氏名 印

家族（代理人） 住所

氏名 印